

C2-2023- 法 律

専門（記述式）試験問題

注 意 事 項

1. 問題は憲法、行政法、民法、国際法、公共政策の**5科目（17ページ）**あります。このうち**任意の3科目**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**4時間**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄には、解答した問題の別（**憲法、行政法、民法、国際法、公共政策A又は公共政策B**）を記入してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

| | | | |
|--------|-------|------|-----|
| 第1次試験地 | 試験の区分 | 受験番号 | 氏 名 |
| | 法 律 | | |

指示があるまで中を開いてはいけません。

次の仮定の事例を前提にして、設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

出版社である A 社に勤務するジャーナリスト B は、C 省において公金が不適切に使用されているという情報をつかみ、C 省で会計処理を担当している職員である公務員 D に取材を試みた。D は、自分が話したということを口外しないという条件であれば取材に応じると答え、B はその条件を了承した。D は B に対し、「このところ、上司の E から度々、性格の不明確な会合の費用を公費から支出するよう指示を受けている。私は、それらの会合の趣旨をより詳しく調べたいと申し出たのだが、E からは、そのような調査はせずに自分の指示に従うよう強く命じられた。私は、これらの会合は職員の私的な懇親会だと思っている。」と述べた。B は、D の許可を得て、取材のやり取りを IC レコーダーに録音していた。

その後、A 社が発行する雑誌が、C 省で公金の不正使用が行われているという内容の記事を掲載し、その中で、E について、実名を挙げつつ公金不正使用の中心人物であると批判した。

(1) 報道の自由及び取材の自由の憲法上の位置付けについて論じなさい。

(2) E は、自分を批判する記事は全くの事実無根であると主張し、A 社に対して名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟を起こした。訴訟において、E は、この記事のための取材を主に B が担当していたことを知り、B に対して誰から情報を得たのかを証言するよう求め、裁判所も民事訴訟法第 190 条に基づき B への証人尋問を認めた。しかし、B は、同法第 197 条第 1 項第 3 号を援用して取材源の人物についての証言を拒んだ。

B の証言拒絶が認められるかについて、憲法の観点から論じなさい。

(3) E は、更に B を名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）で告訴したため、B に対する警察の捜査が開始された。警察は、この記事で摘示された事実は同法第 230 条の 2 第 3 項における公務員に関する事実に該当し、その真実性の有無も捜査対象となると考えたが、B は取材過程について一切供述を拒んだ。警察は、捜査を続ける中で、この取材の相手との会話を録音している IC レコーダーが A 社内に保管されていることをつかみ、記事の真実性を判断するためにはこの録音内容を知ることが不可欠であるとして、刑事訴訟法第 218 条第 4 項に基づき、この IC レコーダーの差押令状の発付を裁判所に請求した。

この請求が認められるかについて、憲法の観点から論じなさい。

(参考)

○ **憲法**

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○ **民事訴訟法**

(証人義務)

第 190 条 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

第 197 条 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第 191 条第 1 項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護人、
公証人、宗教、^{とう}祈禱若しくは祭祀^しの職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

○ **刑法**

(名譽毀損^き)

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(公共の利害に関する場合の特例)

第 230 条の 2 前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第 1 項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

○ **刑事訴訟法**

第 218 条 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

2～3 (略)

4 第 1 項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

5～6 (略)

行政法

次の事例について、以下の設問(1)～(4)に答えなさい。なお、解答に当たっては、乙市行政手続条例が、本事例に関する限り、行政手続法と同一の規定を置いていることを前提とすること。

[事例]

甲県乙市に主たる事務所を置く宗教法人である A 寺は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 6 項にいう納骨堂（以下「本件納骨堂」という。）を、乙市内で A 寺が所有する土地（以下「本件土地」という。）上に建設して経営することを計画し、乙市長に、法第 10 条第 1 項による許可の申請（以下「本件申請」という。）をした。本件申請の内容によると、本件納骨堂は、鉄筋コンクリート造地上 5 階建てのいわゆるビル型納骨堂で、利用者が IC カードをかざすと利用者の前に自動的に遺骨が運ばれてくる納骨搬送機を設け、格納基数は約 5 千基となる計画である。本件土地及びその周辺の地域は、都市計画法上の第 1 種住居地域に指定されており、一戸建て住宅や集合住宅が建ち並んでいる。A 寺は、元々の境内地や A 寺が経営する墓地からかなり離れた場所に本件土地を購入しており、本件土地の近辺には他の寺院や墓地等も存在しない。また、本件土地の周辺には低層の住宅が多く、本件納骨堂の建築面積は本件土地の面積の 80% であり空地が乏しいため、本件納骨堂は周辺から見てかなり目立った存在となることが予想される。

法は、第 10 条第 1 項による許可の基準についての定めを置いていないが、乙市は、乙市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（以下「本件条例」という。）第 8 条で許可の基準を定め、さらに、内部基準として、乙市納骨堂経営等許可審査基準（以下「本件審査基準」という。）を設定して公にしており、これらの基準を用いて許可制度を運用している。

A 寺は、本件申請に先立ち、本件条例第 11 条に従って説明会を開催し、その記録を添付して、乙市長に本件申請をした。他方、本件土地の周辺住民らは、生活環境の悪化を理由に、本件納骨堂の設置に強く反対しており、乙市に対し、本件納骨堂の経営を許可しないように働きかけている。

以下は、本件申請後に乙市の担当者である B 及び C が行ったやりとりの記録である。

B：核家族化や少子化などに伴い、昔ながらのお墓ではなく、都市の利便性の高い場所に設けられた納骨堂を永代供養のために利用する人が増えているようですね。本件納骨堂の計画もそうした流れに乗ったものでしょう。しかし、本件納骨堂の設置に対しては周辺住民が強く反対しています。納骨堂は、火葬場や墓地のようにばい煙を発生させたり水質に影響を及ぼしたりすることはないので、主として、大量の遺骨を収蔵する施設ができることによる精神的苦痛を問題にしているようです。ともあれ、許可ないし不許可のいずれの処分であっても訴訟に至ることも考えられるので、慎重に検討しましょう。本件条例第 8 条及び本件審査基準に照らして、本件納骨堂の経営を許可することに何か支障はあるでしょうか。

C：本件条例第 8 条は、学校、病院及び人家の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所では墓地等の経

営を許可しないという、いわゆる距離制限規定を置いています。本件土地の周囲 300 メートル以内には学校や病院はありませんが、隣接地を含めて住宅が建ち並んでいるため、この規定が問題になることは明らかです。しかし、同条ただし書により、付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと市長が認めるときには許可することができます。

B：本件条例第 8 条ただし書の適用の可否については難しい判断になると思います。まずは、紛争を円満に解決できないか試みた方がよいですね。A 寺が本件条例第 11 条に従って行った説明会は、ほとんどが A 寺による計画内容の説明だけで終わってしまったようですので、A 寺に対し、周辺住民と協議し、必要であれば計画を一部変更するなどして周辺住民の同意を得るように指導してみましょう。

C：承知しました。しかし、A 寺が協議についての指導に全く応じない場合、又は、A 寺が指導に応じて協議をしても周辺住民との間で合意が成立しない場合は、どうしましょうか。

B：①そのような場合、本件申請に対する諾否の応答をせずに、協議を求める指導を続けてよいか、という問題が出てきますね。A 寺がどのような態度を取るかにもよると思いますが、乙市行政手続条例や最高裁判所の判例に照らして、指導を継続することの適法性が認められるのはどのような場合か、整理しておいてください。

C：承知しました。次に、少し先の話になりますが、本件申請に対する諾否の応答をすることになったとして、周辺住民の多くが設置に反対する状態が続いたら、本件条例第 8 条ただし書の適用についてどのように判断すべきでしょうか。

B：②仮に、本件土地の周囲 300 メートル以内に居住する住民の大多数が本件納骨堂の設置に反対しているとして、こうした反対があることだけで、本件条例第 8 条ただし書にいう「付近の生活環境を著しく損なうおそれ」があるといえるか、という問題がありますね。

C：なかなか難しい問題ですね。③周辺住民の反対だけでなく、周辺の土地利用状況を始めとする、他の客観的な事情も考慮に入れて判断することも考えられるのではないかと思います。

B：わかりました。この点については引き続き検討することにしましょう。本件条例第 8 条以外の基準はどうですか。

C：本件審査基準が、経営主体に関する基準（以下「経営主体基準」という。）を定めており、経営主体を公的団体や宗教法人に限定しています。その趣旨は、墓地等の経営について永続性や非営利性を確保するため、多くの地方公共団体が条例・規則や審査基準で同様の基準を定めています。申請上は宗教法人である A 寺が経営主体ですので、この基準を充足するように見えますが、周辺住民はこの点について疑義を述べています。本件納骨堂を設置するための費用の大半は、営利企業である D 社が融資することになっており、実質的な経営主体は D 社ではないかというのです。

B：名義貸しの疑いがあるということですね。名義貸しが事実なら、経営主体基準によれば本件納骨堂の経営を許可することはできないと思われます。もっとも、本件審査基準は条例や市長の規則として定められているものではありません。④本件審査基準の法的性質に照らせば、経営主体基準に反して許可をしても、そのことを理由に、訴訟で許可が違法とされることはないように思われます。そうであれば、

名義貸しかどうかの判断が難しい場合には、許可をしておけば、違法とされるリスクが小さくなるのではないかでしょうか。

C：そのように考えてよいか、検討しておきます。

B：⑤他方、名義貸しであると認定できることを前提に、本件審査基準に従って不許可とする場合には、理由の提示はどのようにすればよいと思いますか。「経営主体の適格性を欠くため」という理由を記載すれば足りるでしょうか。行政手続法や最高裁判所の判例に照らして検討しておいてください。

- (1) 下線部①のBの指示を受けたCの立場に立って、本件申請に対する諾否の応答をしないまま行う行政指導が、どのような場合に違法になるか、説明しなさい。
- (2) 下線部②のBの発言及び下線部③のCの発言を踏まえて、本件において、「付近の生活環境を著しく損なうおそれ」があるといえるか否かについて、周辺住民の反対のみを考慮する場合と、それ以外の事情も考慮する場合とを区別して論じなさい。
- (3) 下線部④のBの発言の当否について、理由とともに述べなさい。
- (4) 下線部⑤でBが述べるような理由の提示で十分かどうか、また、十分でないとしたらどのような理由を提示すべきかについて、理由の提示制度の趣旨を踏まえて述べなさい。

(参考)

○ 墓地、埋葬等に関する法律

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の観点から、支障なく行われることを目的とする。

第2条

1～4 (略)

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 (略)

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 (略)

第20条 左の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

一 第10条の規定に違反した者

二 (略)

○ 乙市墓地、埋葬等に関する法律施行条例

(許可の基準)

第 8 条 市長は、法第 10 条の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の所在地が、学校、病院及び人家の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所にあるときは、当該許可を行わないものとする。ただし、市長が当該墓地等の付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(説明会の開催等)

第 11 条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該墓地等の設置の計画について、隣接住民等に説明し、その経過の概要等を市長に報告しなければならない。

○ 乙市納骨堂経営等許可審査基準

第 1 経営主体

原則として地方公共団体であること。ただし、これによりがたい場合であっても、公益法人又は宗教法人に限る。

第 2～第 4 （略）

○ 都市計画法

第 9 条

1～4 （略）

5 第 1 種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。

6～23 （略）

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) 令和3年3月25日、Bは、Aとの間で、Aが所有している彫刻家Pの作品である石の彫刻品（以下「甲」という。）について、Bが3年後に開館する美術館に展示するため、Aから代金150万円で買う旨の契約（以下「契約①」という。）を締結した。契約①では、甲の引渡しと代金の支払とは同時にすることとされた。

令和3年4月1日、甲は、契約①に基づいてAからBへと引き渡された。引渡しの時点で、甲は、その一部が損傷（以下「本件損傷」という。）していた。本件損傷がなかった状態での甲の価値は100万円であったのに対し、本件損傷がある状態での甲の価値は80万円であった。Aは、引渡しの時点で、本件損傷を知っていた。本件損傷は、同年3月29日に落雷によりAが甲を保管していた倉庫で火災が起きたことを原因として生じたものであった。専門家により、本件損傷は修復可能なものであると判断された。他方で、同年4月1日、Bは、Aに対し、代金の支払をすることができなかつた。

令和3年5月7日、Bは、本件損傷により甲の価値が下がっていることに気が付いた。もっとも、Bは、AがBの父の友人であったため、何も言わなかつた。

令和4年6月1日、Bの父が死亡した。同年7月5日、Bは、Aに対し、Aから引き渡された甲について本件損傷があり、それにより甲の価値が下がっていることを通知した。他方で、同月6日、Aは、Bに対し、契約①に基づいて代金の支払を請求した（以下「請求1」という。）。

以上の事実を前提として、次の問い合わせに答えなさい。

令和4年7月7日、Aから請求1を受けたBは、請求1の一部を拒むため、代金の減額の請求をしようと考えている。この代金の減額の請求が認められるかどうか、認められるとするとき、いくらの減額が認められるかについて、論じなさい。

- (2) 令和3年3月25日、Cは、家具の製造・販売を業として営むDとの間で、家具の原材料である木材の保管を用途とし、CがDに対し、Cが所有する平屋の乙建物を賃貸する旨の契約（以下「契約②」という。）を締結した。賃貸借の期間は5年とされ、賃料は、近傍同種の建物の賃料の相場どおり、月額100万円とされた。CとDとの間では、Dは、家具の原材料である木材の保管以外の用途では、乙建物を使用しない旨の合意がなされた。同日、乙建物は、契約②に基づいてCからDへと引き渡され、Dは乙建物を使用し始めた。

令和3年11月15日、Dは、同業のEからの依頼を受け、Eとの間で、家具の原材料である木材の保管を用途とし、DがEに対し、乙建物の5分の1の広さに相当する北西の一部のブロック（以下「 α 部分」という。）を転貸する旨の契約（以下「契約③」という。）を締結した。転貸借の期間は2年とされ、

転貸料は月額 25 万円とされた。Dは、契約③を締結することについて、Cの承諾を得ていなかった。同日、乙建物の α 部分は、契約③に基づいてDからEへと引き渡され、Eは乙建物の α 部分を使用し始めた。

令和4年2月頃から、Dは、Cに知らせることなく、Dが製造した机・椅子を保管するため、乙建物の4分の1の広さに相当する南東の一部のブロック（以下「 β 部分」という。）を使用し始めた。

令和4年3月頃から、Dは、事業の資金繰りが苦しくなった。Dは、同月分以降、賃料の支払が遅れるようになり、同年6月分以降は、賃料の支払を全くしなくなった。Cは、Dに対し、話し合いをするため何度か連絡したものの、Dからの返事を得られなかった。

令和5年2月1日、乙建物を訪れたCは、Dが製造した机・椅子を保管するため、乙建物の β 部分を使用していることを知った。Cは、その場に居合わせたDと話し合いをした。その結果、CとDとの間で、契約②を同日付で解除する旨の合意がされた。同年3月1日、Eは、CとDとの間で契約②を解除する旨の合意がされたことを知った。

Eは、Dに対し、令和5年3月分以降、転借料の支払をしていない。

以上の事実を前提として、次の問い合わせに答えなさい。

令和5年6月1日、Cは、Eに対し、所有権に基づいて乙建物の α 部分を明け渡すよう請求する（以下「請求2」という。）とともに、賃料又は賃料相当額を支払うよう請求した（以下「請求3」という。）。請求2及び請求3が認められるかどうかについて、論じなさい。

国際法

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) A国では長く強権的な軍事政権が続いており、民主化を求めて活動する国民に対して弾圧が行われている。中でも、A国内における少数民族である α 族が多数居住する β 地域では、とりわけA国政府による厳しい弾圧・拷問が行われており、 α 族の間ではA国からの分離独立を求める声が高まっている。

多くの国がA国による弾圧等を非難し、それぞれ独自にA国との間の輸出入禁止やA国に対する新規投資の禁止、A国政府閣僚に対する資産凍結等の制裁措置を課しているが、こうした措置の中には、措置国とA国との間で締結されている二国間友好通商条約に反するものが含まれている。また、B国は、この制裁措置のほか、B国国内法によりA国への輸出を禁止している物品が、第三国を経てA国に再輸出されることも禁止し、再輸出を行った第三国企業に対しても制裁措置（いわゆる二次制裁）を課しているが、この措置の中には、B国と当該第三国との間に締結されている二国間友好通商条約に反するものが含まれている。

問1 既存国家の一部地域の分離独立は国際法上の自決権行使として認められるか、認められるとすればどのような場合かについて論じなさい。

問2 A国に対する制裁措置を国際法上正当化し得るかについて論じなさい。また、B国による第三国企業に対する二次制裁を国際法上正当化し得るかについても論じなさい。

(2) C国に所在する企業X社は、D国に所在するその子会社Y社にコンピューターを製造させ、C国内で販売している。Y社はコンピューターの基幹部品をE国、F国、G国、H国、I国、J国にそれぞれ所在する企業K社、L社、M社、N社、O社、P社から購入しているが、K～P社の間では部品価格を一定額以上に維持できるように価格カルテルが結ばれていた。これを知ったC国は、「価格カルテルは我が国のコンピューター市場における競争を害する不公正なものである」とし、この価格カルテルを主導したK社に対してC国独占禁止法に基づいて課徴金納付命令を発した。このようなケースにおいて、C国がC国独占禁止法をK社に適用することが認められるかについて、国際法上の国家管轄権の適用範囲に関する考え方を踏まえて論じなさい。

公共政策

公共政策A、公共政策Bのうち、いずれか一方を選んで解答しなさい。なお、問題番号欄には、公共政策A、公共政策Bの別を明記すること。

公共政策A

国民医療費は、医療保険、労働災害、生活保護の医療扶助、公費負担医療などの医療費の合計であり、日本において毎年医療にどれくらいの費用が使われたかを示すものである。2020年度の国民医療費は約43兆円であり、国民医療費はGDPの伸びを超えて増加している。この急増する国民医療費に対応することが求められている。

参考情報1～4を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

(1) 国民医療費の増大の要因として、人口構造の変化と疾病構造の変化が挙げられる。この二つがなぜ国民医療費を増大させるのかを説明しなさい。

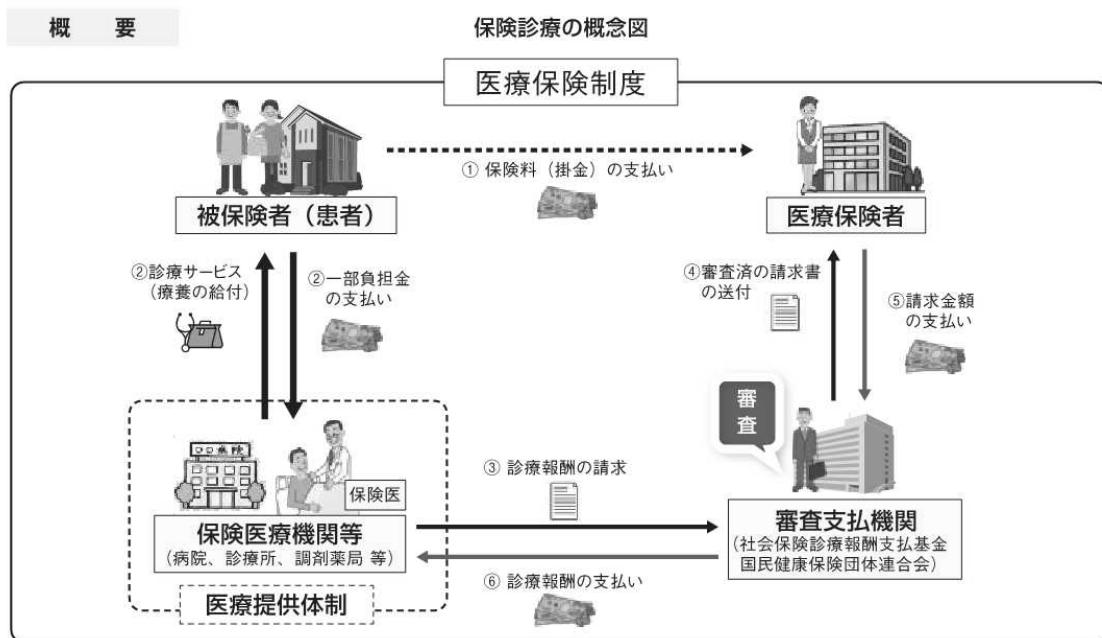
(2) 日本において、被保険者が医療機関を受診する際には、医療費について被保険者への一部負担（自己負担）が課せられている。その一部負担（自己負担）の目的を二つ挙げなさい。

また、日本の医療保険制度において、6歳から70歳までの現役世代の一部負担（自己負担）の割合を3割負担から5割負担へ引き上げるとしたら、様々なデメリットが生じる可能性がある。そのデメリットについて、被保険者に対するものと保険者に対するものをそれぞれ一つずつ挙げなさい。

(3) 診療報酬は、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬であり、診療行為ごとに定められた点数に応じて決められる。日本は出来高払制度を採用しているため、診療報酬の点数がどのように改定されるかは医療関係者の大きな関心事であり、診療報酬制度は医療関係者に対しては、経済的インセンティブを付与する政策手段として用いられている。例えば、2022年度の診療報酬改定においては、診療報酬（医科、歯科、調剤）は0.43%の引上げとなり、薬価は1.35%の引下げとなった。このような診療報酬制度が医療関係者に対する政策として果たしている具体的な機能を二つ挙げなさい。

また、診療報酬制度のほか、現在日本において、①医療機関の間の機能分化・連携と②医療の職種分担（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師など）も行われている。この①、②の二つの政策のメリットとデメリットについて、政策ごとにそれぞれ一つずつ、計四つ挙げなさい。

参考情報 1. 保険診療の概念図

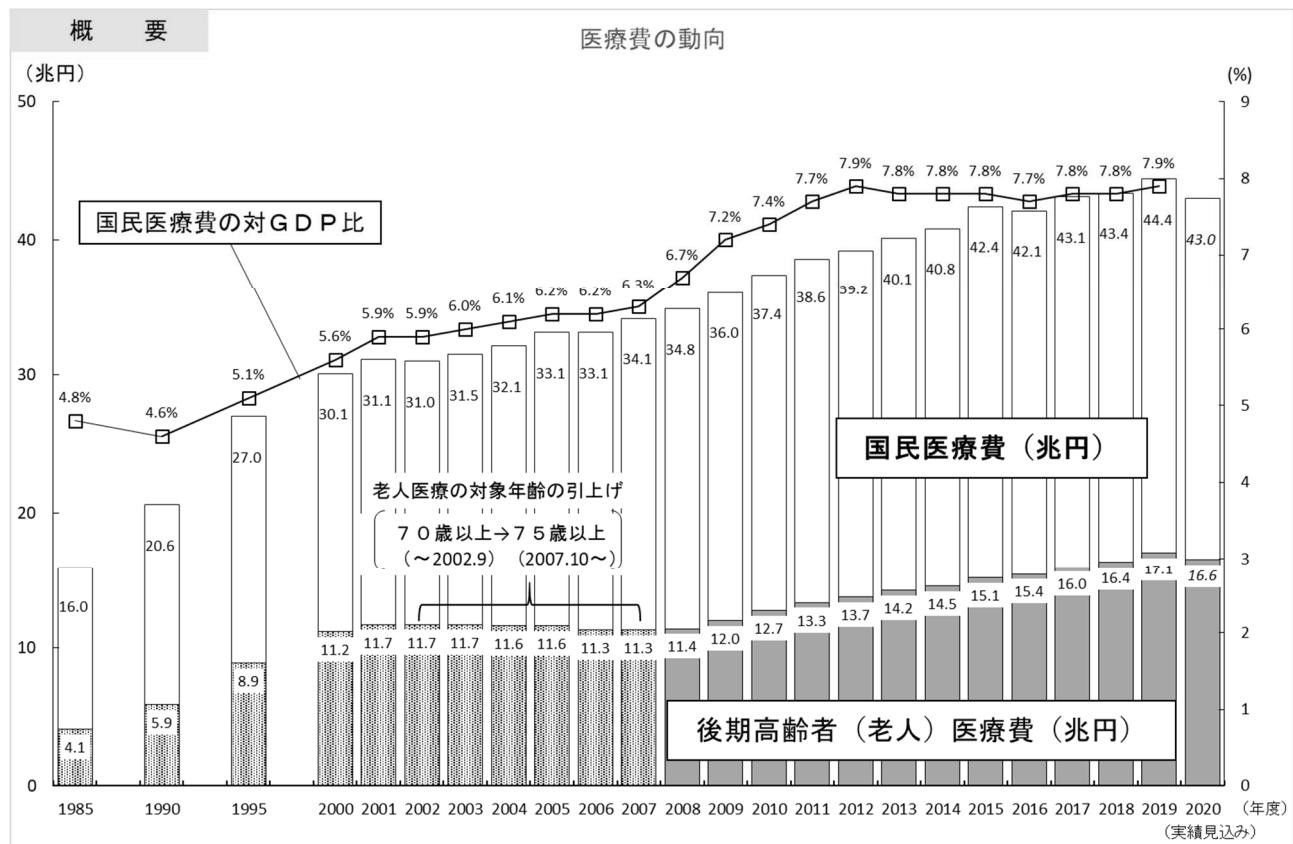


診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される。

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として計算される（いわゆる「出来高払い制」）。例えば、盲腸で入院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることになる。

（出典）厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」（令和4年公表）

参考情報2. 医療費の動向



〈対前年度伸び率〉

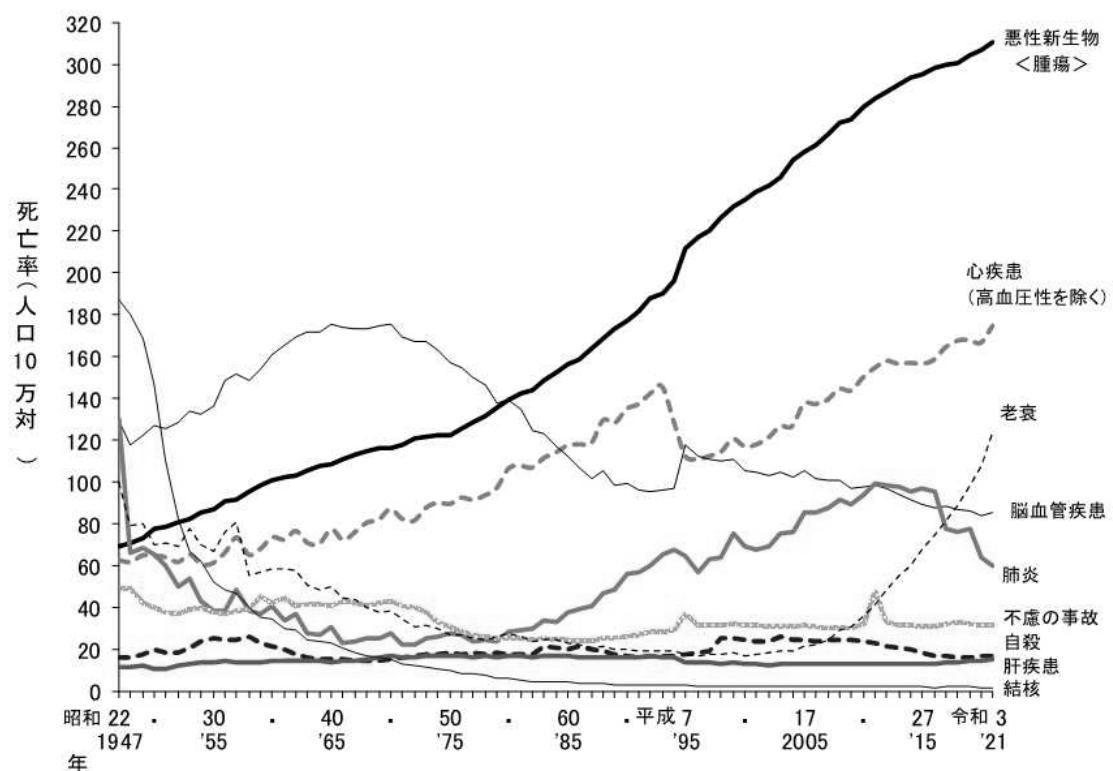
| | 1985 (S60) | 1990 (H2) | 1995 (H7) | 2000 (H12) | 2001 (H13) | 2002 (H14) | 2003 (H15) | 2004 (H16) | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | 2013 (H25) | 2014 (H26) | 2015 (H27) | 2016 (H28) | 2017 (H29) | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) |
|----------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 国民医療費 | 6.1 | 4.5 | 4.5 | ▲1.8 | 3.2 | ▲0.5 | 1.9 | 1.8 | 3.2 | ▲0.0 | 3.0 | 2.0 | 3.4 | 3.9 | 3.1 | 1.6 | 2.2 | 1.9 | 3.8 | ▲0.5 | 2.2 | 0.8 | 2.3 | ▲3.2 |
| 後期高齢者 (老人) 医療費 | 12.7 | 6.6 | 9.3 | ▲5.1 | 4.1 | 0.6 | ▲0.7 | ▲0.7 | 0.6 | ▲3.3 | 0.1 | 1.2 | 5.2 | 5.9 | 4.5 | 3.0 | 3.6 | 2.1 | 4.4 | 1.6 | 4.2 | 2.5 | 3.8 | ▲2.4 |
| GDP | 7.2 | 8.6 | 2.6 | 1.4 | ▲1.9 | ▲0.7 | 0.5 | 0.6 | 0.8 | 0.6 | 0.2 | ▲4.1 | ▲3.6 | 1.5 | ▲1.0 | ▲0.1 | 2.7 | 2.1 | 3.3 | 0.8 | 2.0 | 0.2 | 0.5 | — |

(注) 1. GDP は内閣府発表の国民経済計算による。

2. 2020 年度の国民医療費（及び後期高齢者医療費。以下同じ。）は実績見込みである。2020 年度分は、2019 年度の国民医療費に 2020 年度の概算医療費の伸び率（上表の斜字体）を乗じることによって推計している。

(出典) 厚生労働省「令和4年版厚生労働白書」(令和4年公表)を基に作成。

参考情報3. 主な死因別にみた死亡率（人口10万対）の年次推移



- 注：1) 平成6年までの「心疾患（高血圧性を除く）」は、「心疾患」である。
 2) 平成6・7年の「心疾患（高血圧性を除く）」の低下は、死亡診断書（死体検査書）（平成7年1月施行）において「死亡の原因欄には、疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」という注意書きの施行前からの周知の影響によるものと考えられる。
 3) 平成7年の「脳血管疾患」の上昇の主な要因は、ICD-10（平成7年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。
 4) 平成29年の「肺炎」の低下の主な要因は、ICD-10（2013年版）（平29年1月適用）による原死因選択ルールの明確化によるものと考えられる。

(出典) 厚生労働省「令和3年(2021)人口動態統計月報年計（概数）の概況」(令和4年公表)

参考情報4. 医療費の一部負担（自己負担）割合について

| | 一般・低所得者 | 現役並み所得者 |
|-----------------|-----------------------------|----------|
| 75歳 | 1割負担 | |
| 70歳 | 2割負担 ※平成26年4月以降70歳になる者から | 3割 負担 |
| 6歳 (義務教育就学前) | | 3割負担 |
| | | 2割負担 |

(出典) 厚生労働省ホームページ「医療費の自己負担」を基に作成。

公共政策B

地方公共団体で旅行者を対象にした新税を導入する動きが広がっており、東京都や京都市が既に導入している宿泊税も旅行者を対象にした地方税の一つである。こうした地方税は、地方税法に定める税目（法定税）ではなく、条例によって新設される税で「法定外税」と呼ばれる。2000年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

このような法定外税の在り方について、参考情報1、2、3を参照しつつ、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

- (1) 宿泊税のような旅行者を対象にした法定外税の導入の目的としてはどのようなものがあるか、参考情報2を参考にして考えられる目的を二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (2) ある地方公共団体が、宿泊税のような旅行者を対象にした法定外税の税額を変更すると、他の地方公共団体のそのような法定外税に関する意思決定に対して、直接的に、あるいは旅行者の行動変容等を通じて間接的に、影響を及ぼす可能性がある。その影響が及んでいく過程として考えられるものを二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (3) 地方公共団体が旅行者を対象にした法定外税を導入しているとき、中央政府はその導入に対して、税額の変更を求めるなど何らかの介入を行うのが望ましい場合がある。どのような場合に介入すべきかを述べた上で、現行の旅行者を対象にした法定外税に対して中央政府が介入すべきかどうかについて、参考情報3も参考にしながら、多角的に論じなさい。

参考情報1. 日本経済新聞電子版（2022年6月14日）より抜粋

各地の自治体で旅行者を対象にした新税を導入する動きが広がっている。（中略）

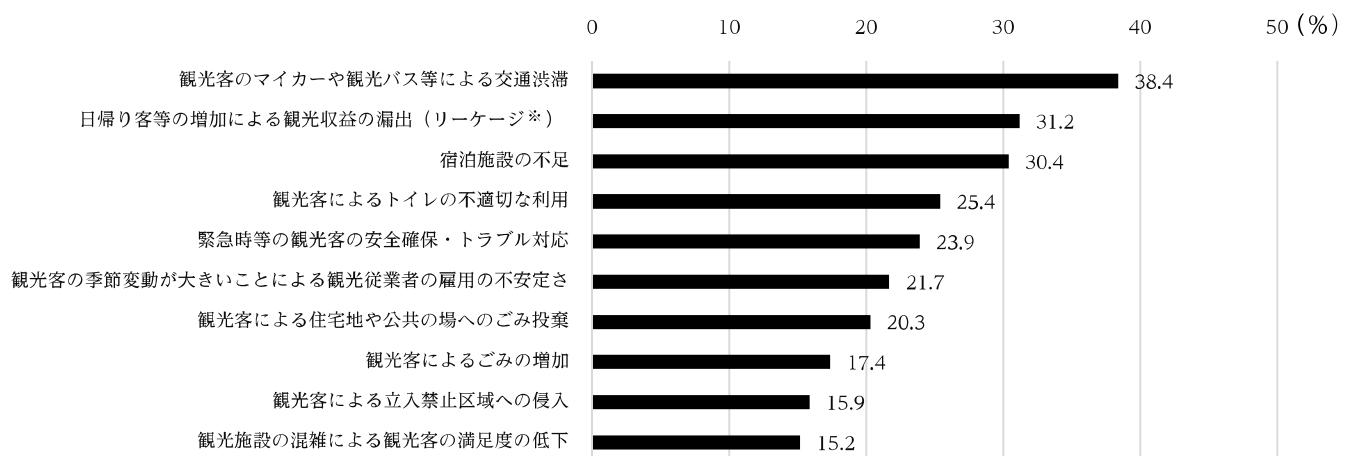
長崎市議会で3月、市内のホテル利用者に課す宿泊税を創設する条例が成立した。税額は宿泊料金に応じ、1人1泊あたり100～500円。総務省の同意を得たうえで、2023年4月の徵収開始を目指す。（中略）

海辺のリゾートが人気の沖縄県宮古島市も24年度の宿泊税導入を検討している。（中略）

世界遺産の厳島神社がある宮島への「訪問税」の準備を進めるのは地元・広島県廿日市市だ。23年秋ごろに導入予定で、フェリー乗船時に運賃と一緒に1人あたり100円を徵収する。（中略）

旅行者を対象にした「観光税」は海外の主要観光地では定着している。米ハワイ州は宿泊料の10.25%を課しているほか、ローマやパリも1泊あたり日本円で数百円程度を徵収。日本ではコロナ禍前の18～20年に京都市や金沢市など6自治体が宿泊税を始めたほか、沖縄県座間味村は入島税の「美ら島税」を創設した。

参考情報2. 持続可能な観光に関して地方公共団体が認識している主な課題



(注) 主要観光地を抱える計214の地方公共団体を対象に、持続可能な観光に関しては初となるウェブ等一斉アンケート調査を実施。アンケート実施期間は2018年（平成30年）10月31日から11月30日の1か月間。うち46か所については、国土交通政策研究所が2018年度（平成30年度）に別途実施したアンケート調査による回答。

※ リーケージとは、「漏出」の意味。「観光収益の漏出（リーケージ）」は観光収入が地元地域に落ちず、他地域に漏出してしまうことを意味する。

（出典）「令和4年版観光白書」を基に作成

参考情報3. 法定外税の状況（2022年4月1日現在）

① 法定外普通税

単位：億円

| | 名称 | 導入自治体 | 税収 |
|------|-----------|--|------|
| 都道府県 | 石油価格調整税 | 沖縄県 | 9 |
| | 核燃料税 | 福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県 | 238 |
| | 核燃料等取扱税 | 茨城県 | 12 |
| 市町村 | 核燃料物質等取扱税 | 青森県 | 193 |
| | 別荘等所有税 | 熱海市 | 5 |
| | 砂利採取税 | 山北町 | 0.05 |
| 市町村 | 歴史と文化の環境税 | 太宰府市 | 0.5 |
| | 使用済核燃料税 | 薩摩川内市、伊方町、柏崎市 | 12 |
| | 狭小住戸集合住宅税 | 豊島区 | 6 |
| | 空港連絡橋利用税 | 泉佐野市 | 2 |
| 合計 | | | 477 |

② 法定外目的税

単位：億円

| | 名称 | 導入自治体 | 税収 |
|------|------------|--|------|
| 都道府県 | 産業廃棄物税等* | 三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県 | 68 |
| | 宿泊税 | 東京都、大阪府、福岡県 | 10 |
| | 乗鞍環境保全税 | 岐阜県 | 0.03 |
| 市町村 | 遊漁税 | 富士河口湖町 | 0.1 |
| | 環境未来税 | 北九州市 | 7 |
| | 使用済核燃料税 | 柏崎市、玄海町 | 7 |
| 市町村 | 環境協力税等* | 伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村 | 0.1 |
| | 開発事業等緑化負担税 | 箕面市 | 1 |
| | 宿泊税 | 京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市 | 26 |
| 合計 | | | 120 |

(注) 税収は2020年度決算額である。法定外税の税収の合計は597億円であり、地方税収額に占める割合は0.15%である。

* 実施団体により名称に差異がある。

(出典) 総務省「法定外税の実施状況」を基に作成